最終更新日：2016年6月28日
株式会社イチケン
代表取締役社長　長谷川 博之
問合せ先：財務経理部長　渡辺 直之
証券コード：1847
http://www.ichiken.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念の実現に向けた事業活動を通じて企業価値を高め、永続的な発展を遂げるためには、株主・投資家をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させることが必要不可欠であると考えております。そのためには、効率的なコーポレートガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つであると考えており、当社は次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンスに係る基本方針】
1. 株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
4. 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能の発揮に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

〔企業理念〕
■経営理念
品質の向上と安全の徹底に努め、いかなるときもクリエイティビティを発揮し、商業空間事業を通じ、快適で豊かな社会の実現をめざします。
■経営ビジョン
「より豊かで快適な『くらし空間』を創造する事で広く社会へ貢献する企業」
■経営姿勢
・当社は、これからもコア事業である商業施設の建築をはじめとして、さまざまな商業空間を、エンドユーザーである生活者の立場で発想し、提案し、提供していきます。
・社員一人一人がお客様の満足の創造を心がけ、品質・技術レベルの向上にチャレンジしていくとともに、企画開発から、設計、施工、アフターメンテナンスにいたるまで、一貫してきめ細やかなサービスに努めていきます。
・社員一人一人の安全と健康を重視し、安全で衛生的な職場環境の確保を優先していきます。
・持続可能な社会の実現をめざして、低炭素社会や循環型社会の実現に向けた地球環境課題の解決にも積極的に取り組んでいきます。
■行動指針
（1）お客様の満足をつくりだそう。
（2）生活者の立場から発想しよう。
（3）個性が発揮できる環境をつくろう。
（4）可能性と意志を大切にしよう。
（5）地球環境を何よりも優先させよう。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】
当社は、株主総会に出席できない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、書面による議決権行使とともに、電子的方法による議決権行使環境を整備しております。但し、議決権電子行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳については、外国人株主の構成比率が20%を超えた場合に実施します。

【補充原則3－1－2 英語での情報開示・提供】
当社は、外国人株主の構成比率が20%を超えた場合には、英語での情報の開示・提供を実施します。

【補充原則3－2－1（1） 外部会計監査人の選定・評価の基準の策定】
外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じて、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じて監査役会にて協議・決定する予定であります。

【補充原則4－1－3 後継者の指名計画】
当社は、2015年6月に代表取締役等の異動を行っております。次期代表取締役等の後継者の計画については、2020年までに取締役会において後継者の指名体制を検討したいと考えております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役1名を含む社外取締役3名、独立役員に指定した社外監査役1名を含む社外監査役2名を選任しております。
現時点で独立社外取締役を2名以上選任する体制とはなっておりませんが、各社外役員は、他社における豊富な経営経験や法律、財務、会計等の専門的知識を有し、独立した立場で適時適切に意見を述べており、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督体制を構築できているものと考えております。従って、直ちに独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。
なお、当社は2015年6月に社外取締役2名を増員し社外取締役3名体制としたものであり、現状の監督体制を継続したいと考えております。

【補充原則4－10－1 指名・報酬への独立社外取締役の適切な関与・助言】
　監査役会設置会社である当社の取締役会の構成は、7名の取締役のうち独立社外取締役1名を含む3名が社外取締役であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達してはおりません。
　しかしながら、社外取締役は、業務執行取締役及び執行役員による経営方針・事業計画等に基づく施策等の実施・進捗・達成状況に係る四半期毎の評価レビュー結果等を共有するとともに、取締役会等の機会において、各々の知識・見識・経験等に基づき、独立した立場で適時適切な意見を述べており、指名・報酬などの重要事項に関する適切な関与がなされる体制が構築できているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

　当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及びその方針を示すものとして、「コーポレートガバナンスに係るガイドライン」を定め、当社のホームページに掲載しております。（URL：http://www.ichiken.co.jp/company/policy/governance）

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
（1）当社は、単なる安定株主の確保及び投機を目的とする株式の保有は行いません。
（2）株式の保有は、営業上の取引関係の維持、強化、業務提携等による当社の企業価値向上を目的とする場合に限るものとします。
（3）当社は、保有している上場株式の全てを対象に、定期的に対象株式発行会社の業績や財務状況等を把握するとともに保有目的との適合性等を勘案したうえで、保有継続の合理性を判断します。
（4）保有株式に係る議決権の行使については、当該株式発行会社の提案内容が中長期的な視点で当該株式の価値向上に資するか否かを中心に判断するとともに、当社の保有目的との適合性等を勘案したうえで判断します。なお、議決権行使に際して必要が生じた場合には、積極的に株式発行会社と対話する方針であります。

【原則1－7 関連当事者間の取引】
　当社は、当社と当社取締役との間における競業取引及び利益相反取引については、該当する取締役を特別利害関係人として定足数から除外したうえで、取締役会において決議するとともに、取締役及び監査役に対して定期的に関連当事者取引の有無を調査しております。
　また、その他の関連当事者取引については、取引の適切性が維持されるよう業務処理の要領及び決裁ルールを社内規定に定め、これらに基づき取引を決定しております。さらに、主要株主との取引については、担当部門を一元化して取引状況を常に把握できる体制としております。
　なお、関連当事者取引の内容は、定期的に取締役会に報告し、会社法及び金融商品取引法の定めに基づき、株主総会招集通知及び有価証券報告書等により開示しております。

【原則3－1（1）経営理念・戦略・計画】
　経営理念、経営ビジョンを含む経営方針及び中期経営計画を策定し、当社のホームページに掲載しております。
　・経営方針（URL：http://www.ichiken.co.jp/company/policy/rinen）
　・中期経営計画（URL：http://www.ichiken.co.jp/company）

【原則3－1（2）ガバナンスの基本的な考え方と基本方針】
　本報告書「1．1．基本的な考え方」に記載しております。

【原則3－1（3）役員等の報酬の決定方針と手続】
　本報告書「2．1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

【原則3－1（4）役員等の指名の方針と手続】
　取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、次のとおりであります。
□業務執行取締役候補者の選定について
　誠実な人格、業務執行取締役として管掌部門の業務に精通した知識、他の役職員とのコミュニケーション能力、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有すること、当社の事業活動を通じて当社の企業価値向上に資する人物であること等を総合的に勘案し、選定及び指名を行います。
□監査役候補の選定について
　誠実な人格、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物であること等を総合的に勘案し、選定及び指名を行います。
□社外取締役候補の選定について
　誠実な人格、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点からの他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務及び会計等に関する専門的な知識等の広範な経験や知識を有し、当該経験や知識から適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有していること等を総合的に勘案し、選定及び指名を行います。
□社外監査役候補の選定について
　誠実な人格、他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務、会計等に関する専門的な知識等に基づく企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査する能力を有していること等を総合的に勘案し、選定及び指名を行います。

【原則3－1（5）役員等の個々の選任・指名の説明】
　従前より、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選定理由については株主総会招集通知において開示しております。
　今後は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者以外の役員候補者についても選定理由を株主総会招集通知において開示する予定であります。

【補充原則4－1－1 経営陣への委任の範囲】
　取締役会は、法令、定款及び取締役会規則（取締役会附議基準を含む）に基づき、企業戦略等の重要事項を決定し、当該決定に基づく業務執行上の重要事項は、代表取締役社長が議長となり、事業本部、技術本部、管理本部の各本部長である業務執行取締役、社外取締役及び常勤監査役により構成される経営会議において審議・決定しております。経営会議の議事内容は、全ての取締役及び監査役に報告され、業務執行上の具体的な課題・問題点が速やかに共有される体制としております。
　また、経営会議を改廃機関とする業務分掌規則、職務権限規則及び会議体規則等の諸規則の定めによる各部門の職責と決裁権限に基づき、業務執行取締役、各支店等の責任者として配置された執行役員が各部門の業務を遂行しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、社外役員の独立性判断基準を定めております。

なお、独立性の判断基準に関しましては、当社のホームページに掲載しております。(URL:http://www.ichiken.co.jp/company/policy/governance)

【補充原則4－11－1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】
当社の取締役会は、取締役の員数の上限を9名、監査役の員数の上限を4名とし、そのうち社外取締役は最低2名、監査役は過半数を社外監査役とすることを基本的な考え方としております。取締役全体の知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、本報告書「原則3－1(4)」に記載する選定及び指名の考え方に沿って、候補者を選定する方針であります。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】
社外取締役及び社外監査役の他社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等により毎年開示を行っております。
なお、社外取締役3名のうち2名が、他社の役員を兼任しておりますが、いずれも当社の社外取締役としての役割・責務を十分に果たしております。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性の分析・評価】
当社は、次の事項を勘案し、取締役会の適切性を評価することとしております。
(1)取締役会の開催時期及び頻度の妥当性
(2)付議議案の内容等に係る法令、定款及び社内規定等の充足性
(3)取締役会における社外取締役及び社外監査役を含む全ての出席者による意見表明や質疑応答の活発性
当社取締役会の2016年3月期の評価に際しては、全ての取締役及び監査役を対象として、上記事項に関する項目のほか、当社の企業価値向上に向けた検討課題等を項目とするアンケート調査を実施するとともに、その調査結果に基づく意見交換を実施しました。
その機会において、当社の取締役会は適切に運営され、実効性が確保されていることを確認するとともに、企業価値向上に向けては、2016年3月に新たに公表した中期経営計画の進捗状況の把握と適切なリスク評価・リスク管理に取り組み、計画の実現に努めること等を確認しました。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
取締役・監査役がその役割及び責務を実効的に果たすため、新任時の外部セミナーや定期的に開催する弁護士等の外部の専門家を講師としたコーポレートガバナンス等に関する役員研修会の機会を通じて、取締役及び監査役が有すべき知識の習得を図ることとしております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当取締役を選任するとともに、財務経理部門をIR担当部門としております。現時点における株主や投資家との対話は、個別面談の他、適時開示情報システム(TDnet)や当社のホームページに掲載することによる情報提供、定期的に株主通信等を配布することにより行っております。また、投資家等からの要請があれば個別に決算説明等を実施しております。
当社は、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、今後、決算説明会等の実施やさらなる情報開示の充実等を積極的に行い、株主・投資家の理解を深めたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マルハン	11,714,000	32.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,585,000	12.61
株式会社三井住友銀行	996,000	2.74
全国一栄会持株会	709,000	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	672,000	1.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	659,000	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	592,000	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	566,000	1.55
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	469,000	1.29
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	330,000	0.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本山 洋平	他の会社の出身者							○	○			
藤田 進	他の会社の出身者							○	○			
武内 秀明	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本山 洋平		―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。本山 洋平氏は、会社経営に関する長い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。
			当社は、経営の監視機能の充実を図るた

藤田 進		―――	め、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。藤田　進氏は、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験とそれに裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。
武内 秀明	○	―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。武内　秀明氏は、法律の専門家としての長い経験に裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。なお、武内　秀明氏は当社が規定する独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間の監査計画や監査方針、監査の重要事項等について報告を受けております。また必要に応じて適宜、会計監査人との情報交換、意見交換を行い監査の実効性を高めております。
監査役と内部監査部門は、内部統制システムに重点を置き、その実効性と効率性を向上させるため、適宜情報交換・意見交換を行うなどの緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西村 正明	他の会社の出身者													
吉識 至孝	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 正明	○	―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。西村　正明氏は、財務・経理部門での長い経験に裏付けられた深い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。なお、西村　正明氏は当社が規定する独立性基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
吉識 至孝		―――	当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識及び専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを求めております。吉識　至孝氏は、他社の業務監査部門及び常勤監査役としての株式会社の監査に関する長い経験とそれに裏付けられた高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立性の判断基準に関してましては、当社のホームページに掲載しております。（URL：http://www.ichiken.co.jp/company/policy/governance）

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬制度の見直しとして、2005年より取締役退職慰労金制度を廃止するとともに、各年度の株主総会での承認可決を条件として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価上昇によるメリットと株価下落リスクを株主と共有することにより、取締役の業績向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、2005年より株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する役員報酬の総額及び社外役員の総額（再掲）を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬等のうち、取締役の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本的な考え方及び算定基準を定め、当社の業績や経済情勢等を勘案したうえで、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役会において決定しております。監査役の報酬については、株主総会において承認された監査役の報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外の取締役及び監査役との情報交換、意見交換は原則月１回の取締役会及び監査役会にて十分行っております。また、独立社外取締役を含めた役員全員による情報共有・意見交換の場を定期的に設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会は、取締役7名（社外取締役は、独立社外取締役１名を含む3名）で構成され、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営方針、経営戦略等の経営上の重要事項を原則月１回開催される取締役会において審議・決定するとともに、取締役の職務執行についての監督を行なっております。なお、経営責任の明確化を図るため取締役の任期は１年間としております。
2. 取締役会の決議に基づく業務執行上の重要事項は、代表取締役社長が議長となり、事業本部、技術本部、管理本部の各本部長である業務執行取締役、社外取締役及び常勤監査役により構成される経営会議において充分時間をかけて審議・決定しております。
3. 取締役会の監督機能を強化し、経営の意思決定・監督機関と業務執行の機能を分離し、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。
4. 執行役員は，取締役会の決議により選任され（取締役兼務者４名を含む１０名）、代表取締役社長の指揮命令・監督のもと、担当職務を執行しております。
5. 当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（社外監査役は、独立役員として指定した１名を含む２名）で構成されております。
6. 監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に常時出席し、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。
7. 代表取締役社長を委員長、業務執行取締役を委員、外部の弁護士をアドバイザーとするコンプライアンス推進委員会を設け、コンプライアンスの取組みの推進・主導活動のほか、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。
8. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において内部統制構築の基本方針を定め、内部統制機能の向上を図っております。
9. 社長直轄の内部監査部門として業務監査担当を設置し、業務監査担当は、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、社内教育、研修会を実施して全役職員への啓蒙や意識改革に努めております。
10. 業務監査担当は、一定規模以上の工事作業所を対象とした日常的な作業所監査のほか、各部門を対象とした内部監査を期初に策定した内部監査計画に基づき実施し、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役会とも監査結果を共有することにより連携を図っております。また、業務監査担当は、監査機会を通じて被監査部門に対して適宜業務改善指示を行い、被監査部門から改善計画を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しております。
11. コンプライアンス・法務部においては、遵法意識の啓蒙、現業部門に対するアドバイザリー業務、契約書等の事前審査を通じて、法令違反等の未然防止並びに企業活動において発生するリスクの低減に努めております。
12. 複数の弁護士や税理士と顧問契約を締結し、客観的で専門的な立場からの意見やアドバイスを受け、経営判断の重要な指針としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、法務、財務、会計、会社経営の経験等の高い見識と豊富な経験を有し、取締役会等において経営陣に対して積極的に意見を述べるとともに、日常的に取締役を含む業務執行者と意見交換を行い、諸会議や意見交換により得られた情報を他の監査役とも積極的に共有することを通じて、独立した客観的な立場で実効性の高い監査体制を構築しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、企業戦略等の重要事項を決定することとしており、他社における会社経営経験者、弁護士、経営戦略の立案・遂行に関する経験者等の社外取締役による経営方針や経営計画等に関する意見表明及び助言、利益相反取引の監督の実施等の適切な関与の下、実効性の高い監督体制を構築しております。また、任意の機関として設けたコンプライアンス推進委員会を通じて、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行上の重要事項は経営会議において審議・決定するとともに、業務分掌や職務権限等に係る社内規定

を定め、各部門の職責と決裁権限等を明確にすることを通じて、経営陣幹部による迅速かつ適切な意思決定が可能となるよう環境を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主が株主総会議案の充分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、株主総会の3週間前を目安として招集通知を発送し、また招集通知の発送前に適時開示情報システム（TDnet）及び当社のホームページに当該招集通知を掲載することにより開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社はインターネットによる議決権の行使を2015年6月開催の第89回定時株主総会から採用しております。
その他	当社は、より多くの株主が権利を適切に行使することができるよう、開催日時、開催場所等を設定するとともに、株主総会招集通知の早期発送、わかりやすい記載、複数の議決権行使方法の提供、対話型の株主総会の運営等に努めます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページに掲載しております。（URL：http://www.ichiken.co.jp/ir/disclosure）	
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様に当社の事業内容をより深く理解していただくために、当社のホームページ等を通じIR活動の充実に努めております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRは、財務経理部が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、経営理念等の実現に向けた事業活動において、役員・従業員一人一人が常に高い倫理観と社会的良識をもって行動するよう周知することを通じて、ステークホルダーの権利・立場や事業活動倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「品質方針」「安全衛生基本方針」「環境方針」及びこれらに係る行動指針を定めるとともに、活動目標及び実行計画を策定し、定期的に目標達成状況を評価し、経営陣が評価結果を共有する体制としております。また、環境ISO14001の認証登録の全支店への拡大と、環境方針に基づく環境マネジメントシステムの運用を通じて、環境負荷の低減、省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の低減とリサイクルの推進等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）について、当社のホームページに掲載する等の方法により積極的に開示を行っております。
その他	企業は社会に貢献することが基本でありますが、一方では、顧客、株主、協力企業、従業員等のステークホルダーとの関係も極めて重要であります。当社は、企業価値の向上とステークホルダーの声にも耳を傾け、信頼される企業を目指してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムについて、10項目の基本方針を策定しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
・財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。
また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。
また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
・監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、決定するものとし、人事評価については監査役が行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項については監査役に速やかに報告するものとする。
・監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査役から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・当社に対して監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は、監査役との定期的な会合を実施するとともに、監査役に対して適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図るものとする。
・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役との連携を図るものとする。
・監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社が買収防衛策を導入する場合には、取締役の保身を目的とするものではなく、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性を充分に検討し、株主に十分な説明を行ったうえで株主総会において決議する方針であります。
なお、現時点で買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社では、株主との建設的な対話を促進するため、以下の事項を基本的な方針としております。

1. 当社では、財務経理部門をIR担当部門、管理本部長をIR担当取締役に任命し、IR担当取締役の目配りのもと、企画部門、人事部門及び法務部門等の関係部門が対話の適正性の確保及び充実した対話を実現するため、連携しております。また、IR担当取締役は、株主の希望や面談の主な関心事項を踏まえ、必要に応じて直接対話に臨んでおります。

2. 当社の株主・投資家との対話は、現時点では、個別面談の他、適時開示情報システム（TDnet）や当社のホームページに掲載することによる情報提供、定期的に株主通信等を配布することにより行っております。
当社は、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、今後、決算説明会等の実施やさらなる情報開示の充実等を積極的に行い、株主・投資家の理解を深めたいと考えております。

3. IR活動においてなされた質疑及び要請等は、IR担当取締役が毎月開催される経営会議等の機会を通じて他の取締役や監査役と情報共有を図っております。

4. 株主・投資家・アナリストとの対話の際には、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項や、中期経営計画の進捗状況等が対話のテーマとなることから、インサイダー情報の管理や個人のプライバシーの侵害等にも留意しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制（概念図）

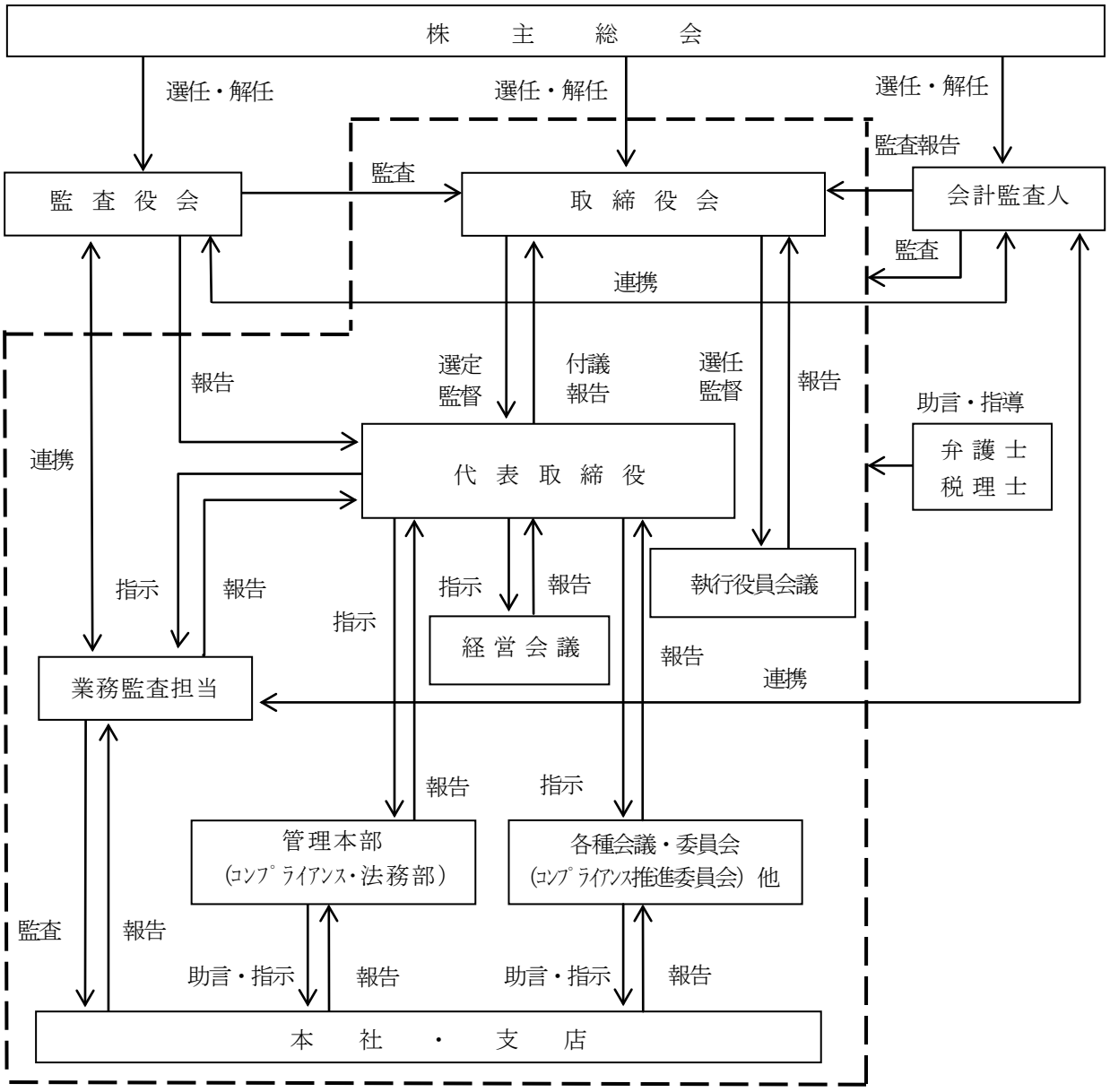

当社の適時開示体制（概念図）

